

知事から「まん延防止等重点措置」の延長に伴う県民の皆さまへのお願い ～ 感染防止対策への集中的取組みの徹底を！ ～

年初から全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が急速に浸透し、香川県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月6日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

全国の感染状況としては、緩やかに減少傾向にあるものの、香川県においては、2月18日、495人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生して以降、依然として高い水準で推移しており、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、学校や児童福祉施設等、高齢者施設等に広がっており、感染の連鎖が続いている状況にあります。

オミクロン株は、感染・伝播性の高さが示されている一方で、無症状や軽症者が多く、若年層や基礎疾患のない方は重症化しにくい、との認識が広まっておりますが、感染すると重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方々へ感染が広がっており、重症者向けの確保病床使用率も高まっている状況にあります。

今後、さらにこうした事態が進むと、保健所の負担が一層大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるため、今、感染の連鎖を断ち切る必要があります。

このため、県として、今月6日までのまん延防止等重点措置を延長した上で、引き続き、飲食店の営業時間短縮要請により、人流の抑制を図るとともに、家族・親族間の感染を通じた高齢層への広がり可能な限り抑えることを強く呼びかける必要があると考え、3月3日、国に対し、まん延防止等重点措置を延長するよう要請しました。

今回、再度延長を行うことで、県民の皆さま、事業者の皆さま、特に、飲食に関連する事業者の皆さまには、長期間、大きなご負担をおかけすることとなりますが、これまでにない危機的な状況の拡大を一刻も早く食い止め、社会を可能な限りもとの状態に戻せるよう、取り組んでいきたいと考えており、明日3月5日（土）から21日（月・祝）までの間を、「感染防止対策集中取組期間」に位置付け、集中的に対策に取り組むことで、感染の拡大を抑えていきたいと考えておりますので、県民の皆さま、事業者の皆さまのご協力をお願いいたします。

【感染防止対策集中取組期間】

1. 県民の皆さまへのお願い

(1) 外出・移動について

- 適切な感染防止策をより一層徹底
- 不要不急の都道府県間の移動は控える
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、こうした方々と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面・場所への外出は避ける

(2) 会食について

- 外食は、「かがわ安心飲食認証店」を利用
- 黙食を基本とし、会話をする際にはマスクを着用
- 座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底

(3) 家庭内について

- 家庭内でも定期的な換気を
- こまめな手洗い等を実践
- 同居するご高齢の方や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクを着用
- 食事の時間や場所を変える工夫を

(4) その他

- 多人数での会合、催しの延期など慎重に検討

2. 事業者の皆さまへのお願い

- テレワーク、時差出勤の推進
- 気兼ねなく休めるルール、雰囲気づくり
- 密にならない工夫
- “場の切り替わり”での対策・呼びかけ
- 基本的な感染防止対策の徹底を

この「感染防止対策集中取組期間」においては、人の動きが活発化する年度末・年度初めに向けた感染拡大を防止するため、県民の皆さまには、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底していただくとともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いいたします。

また、お子様への感染防止策の徹底に加え、重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方については、いつも会う人と少人数で会うなど、感染リスクを減らす取り組みをお願いいたします。

教育関係者の皆さまにも、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、引き続き、感染症対策の徹底により、学校運営や活動に影響が生じることとなりますが、改めて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業者の皆さまには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願いするとともに、特に、飲食事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をおかけすることとなりますが、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、ワクチンの追加接種（3回目）について、武田／モデルナ社ワクチンは供給も多く、ファイザー社と同様に、発症や重症化を予防する効果が確認されているところですので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

各市町においても、接種券の前倒し発送や接種会場の設置、各種広報など、追加接種の円滑な推進に向けた取組みをお願いいたします。

まん延防止等重点措置の延長については、本日開催される政府対策本部において決定されることとなっており、これを踏まえ、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康、暮らしを守れるよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年3月4日

香川県知事 浜田 恵造

※ 適用期間のみ延長し、その他の項目に変更はありません。

令和 4 年 3 月 4 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 21 日 (金) から同年 3 月 21 日 (月・祝) までの間

※ 令和 4 年 1 月 20 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし) を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を取容定員までとする。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限に係る留意事項等について」(令和4年2月18日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その4)」(令和4年2月10日付け事務連絡)